

事業  
募集中!

石川県内の文化団体の皆様の

# 創意工夫ある 文化活動を 応援 します!

初心者も参加可能な  
講習会と成果発表会を  
開催したい!



たとえば、こんな事業に助成します!

外部講師による講習会を  
開催して会員の指導力  
アップを図りたい!



親子で楽しめる  
演劇鑑賞会を  
開催したい!



子どもたちに  
地元の伝統芸能を  
教えたい!



募集  
期間

令和6年**11月15日(金)**～令和7年**1月10日(金)**

助成率

全体事業費の最大**2/3**

助成  
期間

最大**3**年間

助成額や応募の流れなど、詳しくは中面へ!

公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金

# 文化活動支援事業とは？

## Q 助成の対象になるのはどんな事業？

石川県の優れた文化の更なる向上と裾野の拡大を図るため、**石川県内の文化団体**が、**県内**において、**新たな創意工夫により実施する**文化活動事業について、助成を行います。

## Q どのくらいの期間が助成対象になる？

**助成期間は最大3年間とし、初年度に全体の事業計画を認定します。**

今回の募集対象は、**令和7年4月1日～令和10年3月31日**の期間内に実施する事業です。

※ただし、令和7年度中に事業を実施しないものは対象外となります。

## Q 助成金はいくらまでもらえる？

助成対象メニューは大きく分けて2種類！メニューによって助成額が異なります

**① 文化創造普及事業** 県全域を対象に実施する文化活動事業

**② 地域文化活性化事業** 特定の市町域において実施する文化活動事業

①、②それぞれにおいて、子どもを主たる対象とした事業を「子ども対象事業」、指導的立場にあるものを対象とした事業を「指導者育成事業」とし、助成率がその他の事業とは異なっています。

### ① 文化創造普及事業

県全域対象

助成限度額 最大 **300万円** [100万円/年]

助成率 事業費の最大 **1/2**

「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」の場合

助成限度額 最大 **400万円** [133万円/年]

助成率 事業費の最大 **2/3**

### ② 地域文化活性化事業

市町域対象

助成限度額 最大 **150万円** [50万円/年]

助成率 事業費の最大 **1/2**

「子ども対象事業」及び「指導者育成事業」の場合

助成限度額 最大 **200万円** [66万円/年]

助成率 事業費の最大 **2/3**

※応募にあたっては、団体の所在地又は活動拠点となる県内市町からの支援が条件となりますので、まずは当該市町にご相談ください。

助成額は **A「事業費×1/2」とB「事業費－入場料収入等」のいずれか低い方の額** となります。

(「子ども対象事業」または「指導者育成事業」については **A**が「事業費×2/3」となります。)



このようなケースでは対象外となるのでご注意ください！

#### 団体が…

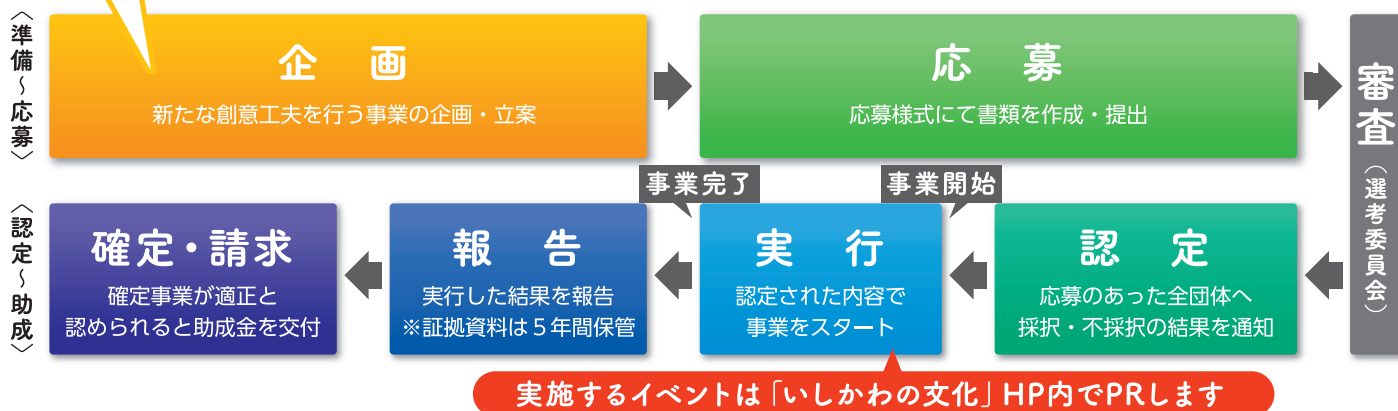
- 活動実績が3年未満(令和7年4月1日現在)
- 文化施設の経営が目的
- 文化以外(観光、教育等)が主たる活動
- 専ら営利が目的

#### 事業が…

- 一般に公開されない(指導者育成事業は除く)
- 文化以外(宗教、教育、チャリティー等)が目的
- 専ら営利が目的

# 応募～助成を受けるまでの流れ

幅広い文化の分野から、**たくさんの創意あふれるご提案**を期待しております。  
**企画**にあたっては、申請窓口となる行政機関(裏表紙)において、**相談を受付けています**。お気軽にご相談ください！



## 応募について

基金ホームページ上の「募集要項」をご覧ください、**同ホームページ上の応募様式**に記入の上、ご応募ください。

**応募書類の提出先・お問い合わせ先は裏表紙**をご覧ください。

いしかわの文化

検索



## 事業認定後の手続き

### 県全域対象 〈文化創造普及事業〉

※手続きは基金事務局へ

### 事業の実行

※毎年実績報告が必要 (交付申請は初年度のみ)  
ただし、単年交付の場合は、毎年交付申請・実績報告が必要

### 交付申請 (初年度のみ) 兼 実績報告

### 一括交付

毎年度の事業内容が大きく変動する場合は単年交付

### 市町域対象 〈地域文化活性化事業〉

※手続きは各市町窓口へ

### 交付申請

### 事業の実行

### 実績報告

### 単年交付

※毎年交付申請、実績報告が必要

## よくある質問

**Q1** 既存の事業でも対象になりますか？

### Answer

事業内容での判断となります。今まで行っていなかったイベント等を新たに実施するような場合のほかに、これまで実施していたイベント等に新たな工夫を追加して実施する場合も対象となり得ます。

**Q2** 助成の対象外となる経費を教えてください。

### Answer

団体会員への人件費や旅費、事務所の光熱水費など、通常の団体運営に係る経費は助成の対象外となります。その他にも、飲食にかかる経費や、机やパソコン、事務用品などの汎用性の高い備品等の購入も対象外となります。 →詳しくは募集要項を参照！

**Q3** 事業期間が1年または2年の事業も応募できますか？

### Answer

周年的・記念的事业などは、臨時的事业となるため、その年で完了しても問題ありません。また、後継者育成事業など、ある程度の期間で達成できる計画の場合は、1、2年事業も対象となります。 ※いずれの場合も、事業の新たな取組や新たな工夫が必要です。

**Q4** 「子ども対象事業」の子どもとはどの範囲を指しますか？

### Answer

高校生以下又は18歳未満を子どもとしています。また、「子ども対象事業」の参加者の概ね半分以上が子どもであれば、親子を対象とすることも可能です。

この他にも、文化団体の皆さまからのよくある質問と回答をまとめています。詳しくは、**いしかわ県民文化振興基金HP内「令和7年度文化活動支援事業Q&A」**をご確認ください。

# 応募書類の提出先・お問い合わせはこちら

## 〈文化創造普及事業〉

提出・お問い合わせ 担当課	住 所	電話番号
公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金 【石川県 文化観光スポーツ部 文化振興課内】	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1371

## 〈地域文化活性化事業〉

市・町	提出・お問い合わせ 担当課	住 所	電話番号
金 沢 市	文化スポーツ局 文化政策課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2442
七 尾 市	教育委員会 スポーツ・文化課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8437
小 松 市	国際文化交流部 文化振興課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8130
輪 島 市	教育委員会 文化課	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-22-7666
珠 洲 市	芸術文化創造室	〒927-1215 珠洲市上戸町北方1字6番地の2	0768-82-7721
加 賀 市	教育委員会事務局 文化課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地	0761-72-7988
羽 咋 市	教育委員会 生涯学習課	〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地	0767-22-9331
かほく市	教育委員会 スポーツ文化課	〒929-1195 かほく市宇野気二81番地	076-283-7135
白 山 市	観光文化スポーツ部 文化課	〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9573
能 美 市	教育委員会 まなび文化スポーツ課	〒929-0113 能美市大成町ヌ118番地	0761-58-2272
野々市市	地域政策部 地域振興課	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	076-227-6121
川 北 町	教育委員会 社会教育課	〒923-1295 川北町字壱ツ屋174番地	076-277-1151
津 幡 町	教育委員会 生涯教育課	〒929-0342 津幡町北中条3丁目1番地	076-288-8526
内 灘 町	教育委員会教育部 文化スポーツ課	〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6716
志 賀 町	教育委員会 生涯学習課	〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9350
宝達志水町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	0767-29-8320
中能登町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1721 中能登町井田に部50番地	0767-76-1900
穴 水 町	教育委員会事務局	〒927-8601 穴水町字川島ウの174番地	0768-52-3720
能 登 町	教育委員会事務局	〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-8537

## 個別説明会を開催します!!

※事前予約が必要です。/各団体30分程度

1 日 時 令和6年12月2日(月) 10:00~16:00  
場 所 石川県庁10階1002会議室(金沢市鞍月1-1)  
申込〆切 令和6年11月25日(月)

2 日 時 令和6年12月8日(日) 10:00~16:00  
場 所 石川県庁1階101会議室(金沢市鞍月1-1)  
申込〆切 令和6年11月29日(金)

若手芸術家(個人又はグループ)を支援する「若手芸術家活動支援事業」の方も参加可能です。

### 参加申し込み

●いしかわ県民文化振興基金HP内の申込書を記入の上、メール又はFAXにてお申し込みください。

TEL076-225-1371 FAX076-225-1496

E-mail: bunka-kikin@pref.ishikawa.lg.jp

これまでの認定事業については、  
いしかわ県民文化振興基金のHP「[いしかわの文化](#)」内でご紹介しております。  
新たな事業の企画・立案の参考にぜひご利用ください。

